

公益財団法人あいち産業振興機構役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(平成23年9月7日制定)

[沿革] 平成27年3月23日、28年3月22日改正

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人あいち産業振興機構定款(以下「定款」という。)第19条、第38条の規定に基づき、公益財団法人あいち産業振興機構(以下「機構」という。)の役員(理事及び監事をいう。以下同じ。)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等の支給の基準及び費用の弁償について定めることを目的とする。

(報酬等の種類)

第2条 役員等の報酬等の種類は、常勤役員にあつては報酬、地域手当、特別手当とし、非常勤役員等については、報酬とする。

2 前項に定める報酬等のほか、常勤役員には、通勤手当を支給する。

(報酬等の支給)

第3条 機構は、役員等の職務の対価として報酬等を支給することができる。

2 常勤役員の報酬及び地域手当は、月額で支給する。

3 非常勤役員の報酬は、月額又は日額で支給する。

4 特別手当は、毎年6月及び12月に支給する。

5 評議員の報酬は、日額で支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等の報酬等は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬等の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬等の決定)

第5条 役員等の報酬等は、年間の支給総額が別表第1を超えない範囲内で支給するものとする。

2 役員等の報酬の支給基準額は別表第2の範囲内で、理事は理事長が理事会の承認を、監事は理事長が評議員会の承認をそれぞれ得て定める。

3 評議員の報酬は、定款第19条に定める総額の範囲内とし、日額は別表第3の範囲内で理事長が評議員会の承認を得て定める。

4 特別手当は、基準日時点の報酬月額に、別表第4の月数を乗じて得た金額の範囲内で支給するものとする。

5 常勤役員の地域手当及び通勤手当は、職員の例に準じて支給するものとする。

(費用弁償及び支給方法)

第6条 役員等が機構の職務の執行にあたって要した旅費等の費用については、機構が負担する。

2 前号の費用の支給額及び支給方法は、職員の例に準ずるものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人設立の登記の日から施行する。

2 財団法人あいち産業振興機構役員等の報酬、手当及び費用弁償に関する規程(昭和51年3月24日制定)は廃止する。

附 則 (平成27年3月23日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日改正)

この規程は、平成28年3月22日から施行する。

別表第1 (第5条第1項関係 役員報酬等の年間支給総額)

理事	24,000,000 円
監事	2,000,000 円

別表第2 (第5条第2項関係 役員報酬の支給基準額)

理事長	月額 510,000 円を超えない範囲
常務理事	月額 410,000 円を超えない範囲
非業務執行理事	日額 15,000 円以内
監事	年間 1,000,000 円を超えない範囲

別表第3 (第5条第3項関係 評議員報酬の日額)

15,000 円以内

別表第4 (第5条第4項関係 特別手当の支給月)

3.0 月以内